令和7年度中小小売商業関係予算、税制改正等要望

令和 6 年 11 月 全国商店街振興組合連合会 理事長 山田 昇

地域に密着する商店街及び中小小売商業者は、地域住民の生活を支えるとと もに、地域コミュニティの拠点として、公共的な役割・機能を担い、また、地域 経済や雇用を支えている。

現在、我が国経済は、エネルギー、原材料価格の高騰、為替変動等に起因する物価高騰等の甚大な影響を受けるとともに、地震や風水害等の相次ぐ自然災害が相次いで発生し、個人消費の十分な持ち直しが見られない。

国においては、内外情勢への迅速な対応の継続と地域コミュニティを支える中小小売商業者に対する支援強化等を図るとともに、経済のV字回復をより確実なものとするため、GDPの5割強を占める個人消費の底上げに向けた対策を是非とも実施し、地域経済復興に向けた強力な支援策を講じていただきたい。全国商店街振興組合連合会は、令和7年度中小小売商業関係予算、税制改正等について、以下のとおり要望する。

- 1. 物価高騰等の影響に対する支援
- (1)物価高騰等による消費落ち込み等から厳しい状況にある中小小売商業者支援の拡充

物価高騰による影響等を踏まえ、資金供給支援の継続・拡充(借入期間延長、要件緩和、追加融資等の迅速かつ柔軟な対応)を行うとともに、エネルギー高対策として価格急騰時における電気・ガス価格激変緩和対策はもとより、料金引き下げや省エネ設備導入支援(LED 化等)を要望する。また、消費刺激策として所得減税や消費税の一時的な減免を要望する。

(2) 個人消費喚起策による地域経済の活性化

プレミアム商品券・地域商品券事業、キャッシュレス還元事業、「かんばろう商店街(旧 Goto 商店街)」、全国旅行支援等のキャンペーン事業等の実施や自治体への補助を要望する。併せて、商店街が独自に行う消費喚起事業に対する支援を要望する。

2. 地域商店街及び中小小売商業の活性化

(1) 商店街等を支援する伴走支援体制の再構築

地域商店街における多種多様な課題解決と再活性化に向けた事業展開を全国規模で支援していく事を目的に、各分野(中心市街地活性化、ウォーカブル都市、パークPFI等の公共空間利活用、金融、テナントリーシング、都市経営、都市デザイン、リノベーション事業、市街地再開発事業、DX関連事業、出店サポート、駐車場関連事業、調査事業、情報発信事業、データマーケティング事業等)のスペシャリストをチームで運用する、新たな面的伴走支援の再構築が必要である。そのため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の支援機関と連携した支援体制の整備及び運用に関する支援を要望する。また、地域商店街の次世代リーダーやまちづくり人材の育成強化に向けた研修機会の提供や人的ネットワークの形成に資する支援を要望する。併せて、大学等地域の多様な主体と連携して行う活性化事業に対する支援を要望する。

(2) 地域商店街の活性化・中小小売商業者の課題対応のための支援

地域の商店街は、商品販売やサービスの提供のみならず、地域社会に深くかかわり、コミュニティの核として機能している。ついては、各地域コミュニティの実情を踏まえ、商店街が自治体等と連携し、アーケード、街路灯、防犯カメラ、AI カメラ等の公共用施設の設置等を含む来街者の更なる利便性向上・来街促進、地域の課題解決(空き店舗対策、起業支援、子育て支援、ヘルスケア、AED 設置等)のために行うソフト・ハード事業への支援策を講じるよう要望する。とりわけアーケードや街路灯など共同施設に係る負担は重く、電気料金、維持管理費、大規模修繕や解体撤去については財政的支援を要望する。併せて防犯カメラ、AED 等の更新についても同様の支援を要望する。

また、商店街及び中小小売商業者が直面する様々な課題を解消し、持続的な発展につなげていくためにも、商店街・中小小売商業者のデジタル化とキャッシュレス化支援(端末機器導入、ランニングコスト支援、導入指導、研修等)、キャッシュレス決済手数料の低減支援、キャッシュレス決済の入金サイクルの短期化、AIの導入、フリー・Wi-Fi導入、最適な供給体制(テナントミックス)の実現に向けた専門人材の派遣、イベント開催時の道路使用許可申請簡素化、公営駐車場等料金の減免等の来街促進支援の他、業態転換・新分野進出支援、ネット通販・SNS活用・大手ECサイト活用支援、デリバリーに対する支援、つなぎ資金支援、SDGsに対応した活動支援等を要望する。

商店街を取り巻く環境は、最近のDX化によるデジタル技術の活用によっ

て目まぐるしく変化しているが、商店街の地域共助の仕組みとして、地域ごとの地域通貨(地域PAY)を活かしながら、それぞれをつなぎ、商店街組織体制・体系の再構築・効率化、各施策の効率化を図る取り組みへの支援を要望する。

(3) 空き店舗対策

商店の再生を図るには空き店舗対策が不可欠である。このため入居費や改装費や備品購入費、建物の建て替えや補強、駐車場・駐輪場の整備に係る助成を要望する。また、商業店舗数の減少に歯止めをかけるべく空き店舗情報の提供、新規出店、事業承継、M&Aや店舗譲渡に係る支援制度の充実を要望する。

(4) 事業承継円滑化対策

商店街の構成員の大部分が小規模事業者であることから、事業承継の 対応や煩雑な事務手続き、代行業者への費用負担が困難なため、事業承継 の円滑化のための事務手続きの簡素化と相談指導体制の充実等の支援強 化を要望する。

(5) 商店街組織化対策

法人格を有する商店街組合は、納税等の社会的責任を果たし、かつ、明確な責任体制を有することにより事業の実効性も高いことから、事業の実施に当たっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額、申請書類の簡素化等で差を設けるなどの優遇措置を講じるとともに、任意組織の法人化の指導、商店街組織を強化するための支援を要望する。併せて、設置された施設の維持管理費に要する費用の応分負担の考えの下、商店街区域に不動産を有する者の組合への加入のための措置を要望する。なお、そもそもの商店街組合の設立、組合員の増加を図るため商店街振興組合法上の「近接」の解釈を広めるよう要望する。また、災害時等の緊急事態下におけるみなし理事会を可能とするような制度見直しを要望する。

(6) 地域まちづくり会社の体制強化

地域でまちづくりを推進する「まちづくり会社」は行政・会議所・商店 街等と連携(出資)し、各種事業に取り組んでいる状況にあるが、未だ資 金的・人的な課題を抱えている状況にある。ついては、地域におけるまち づくり推進の拠点として、また、商店街組織を支えていく組織として広範 な支援の拡充を要望する。

(7) 地域コミュニティを支える商店街への支援

地域コミュニティの担い手として商店街が行う、防犯・防災活動、子供 や御年寄の見守り、買物弱者援助等安心・安全な魅力あるまちづくりに向 けた活動への支援を要望する。

(8) 商店街の賑わい創出への支援

商店街のイベントの定期開催は商店街への集客、地域住民との交流の深まりを通じ商店街の魅力を高める。このためイベント開催費用の助成を要望する。

(9) インバウンド需要の取り込みへの支援

商店街がインバウンド需要に対応できるよう、商店街のパンフレット、 個店のメニューのリニューアルや多言語対応への補助を要望する。

(10) 個店への支援

経営コンサルタントやマーケティング専門家を個店に派遣し、経営改善や売り上げ向上を具体的に支援する措置を要望する。

(11)新紙幣発行に係る支援

券売機等の設備更新に係る費用の支援を要望する。

3. 中心市街地の活性化

(1) 民間主導による機能的なまちづくりの推進

空洞化が進む地方都市の中心市街地に、小売商業、医療、福祉、公共施設などの機能とともに居住の集積を図り、公共性の高いまちとして再構築するため、まちづくり三法の趣旨を踏まえた機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を強力に推進するため、国の支援はもとより、民間主導による事業推進が不可欠である。

また、地方都市のコンパクトシティ化による地方創生に加え、ウォーカブル都市化を目指した新たな活性化展開が重要であり、こうしたまちづくりを統一的に推進するよう要望する。このためには周辺部から都市部へのバスやタクシー等公共交通機関の乗車券の発給も有益であるので助成を要望する。

(2) 中心市街地活性化法に基づく支援の拡充・強化

衰退する都市の再活性化には、地域の歴史的・文化的資源、景観資源、 産業資源等の地域資源や社会資本、空き地・空き家・空き店舗といった遊 休資産等の有効活用、商業・金融・交通・公共等、様々な分野・機能の柔軟かつ機動的な連携が重要である。

現在、中心市街地活性化法の施策評価や今後の取組の方向性について 国において検討が進められており、小規模市町村を含め、市町村が中心市 街地活性化に取り組みやすくなるよう、制度の弾力的な運用、基本計画の 簡素化等を行う必要性や、地域の実情に応じた区域設定と重点的・効果的 な事業実施に向けた検討の必要性、都市再生や地方創生・地域再生等との 連携を図る必要性等について議論が進んでいる。商業、業務、居住等の都 市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってき た「まちの顔」でもある中心市街地の再活性化は、地域に根を張る商店街・ 中小小売商業の成長・発展にも寄与するため、全国の地方自治体が取り組 みやすくなるよう、中心市街地活性化の認定の仕組みそのものを、地域の 実情を踏まえて大胆に見直していただくとともに、地域における安全安心 な商業空間の再生整備や地域の活性化、持続的な成長に資する手厚い支援 を要望する。

(3) 大規模小売店舗等への対応

大店法の平成12年廃止がトリガーとなり、中心市街地や商店街では 非常に厳しい経営環境となった事は言うまでも無いが、昨今では大型店 やチェーン店等も経営環境が厳しく、地方都市では百貨店の撤退により、 商業空洞化が更に加速しているのが現状である。

こうした現状を打開するとともに、新たな地域コミュニティの形成を目指し、中心市街地を構成する商店街、大型店、チェーン店等が強力に連携し、エリアマネジメントを展開することが不可欠である。

そのため、大規模小売店舗立地法の改正や地方自治体の条例により、大規模小売店舗等の地域コミュニティ形成への協力を促すべく、中心市街地等への出店・撤退に当たっては、地元住民、商店街、自治体等と適時適切に協議、合意形成を行うとともに、商店街組合への参加に加え、まちづくり、地域交流、商店街活動、電子地域通貨事業、社会貢献等への参画・協力を義務付けることを要望する。また、大規模小売店舗立地法第二条第1項(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を削除することを要望する。

4. 中小小売商業関係税制の拡充強化

(1) 中小小売商業者の経営基盤強化

① 事業承継関連税制の見直し及び延長 中小小売商業者の切実な後継者不足問題への対策として寄与して いる令和 8 年 3 月末までの特例承継計画提出期限の延長及び令和 9 年 1 2 月末までの特例措置期限の延長、法人役員就任要件(3 年)、個人事業主従業要件(3 年)の見直し、手続きの簡素化や事業承継関連税制の確実な継続拡充を要望する。

② 固定資産税等の負担軽減

地価が相対的に高い中心市街地では、赤字企業や中小企業も一律 に課せられる固定資産税・都市計画税の負担が重くなっており、税率 等の軽減措置を要望する。

路線価の高い商店街エリアは固定資産税の負担が大きく、賃料が 高く設定される。商店街店舗への出店を促進するためにも「土地に係 る固定資産税の負担調整措置」の恒久化を要望する。

- ③ 適用期限を迎える特例措置の延長等
 - i) 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長を要望する。
 - ii)中小企業防災・減災投資促進税制の延長を要望する。
 - iii) 中小企業者等の交際費の損金算入特例措置の拡充・延長を要望する。
 - iv)中小法人の法人税の軽減措置の延長・恒久化を要望する。また、軽減税率の引き下げや適用上限額の引き上げを要望する。
- ④ 個人事業主の事業主控除額の引き上げ及び青色申告特別控除の拡充を要望する。

(2) 商店街の活性化

① 空き店舗に対する固定資産税等の減免と見直し

商店街の空き店舗の有効活用を促進するため、空き店舗の利活用に伴う固定資産税・都市計画税の減免措置を講ずるよう要望する。 商店街の店舗兼住宅は固定資産税が減免されるため、空き店舗を放置する者がいる。空き店舗の所有者への適切な課税を要望する。併せて、営業中の店舗には減税を要望する。

- ② 公共・公益性が高い共同施設への負担軽減
 - i)商店街が保有、管理するアーケード、街路灯、防犯カメラ、AI カメラ等の住民の安心・安全を担う公共・公益性が高い施設につい て、固定資産税の減免、法人住民税の損金算入などの負担軽減措置 を講ずるよう要望する。
 - ii) 商店街振興組合が、将来の共同施設の建設や大規模補修に備えて組合員から徴収する賦課金については、益金不算入とし非課税措置を講ずるよう要望する。
 - ※前)共同施設建設のために借り入れた高度化資金の返済金や積立金に

繰り入れた修繕費について、全額損金算入できるよう要望する。

- ③ 商店街振興組合等に対する法人住民税の負担軽減等 商店街振興組合等に対する法人住民税(均等割)について、法人税 と同様に一律の軽減税率を適用するよう要望するとともに、大手ネッ ト販売事業者等と税制面で不公平感が生じないよう要望する。
- ④ 商業地における固定資産税評価の見直し 中心市街地の商店街等に立地する店舗が公平公正な競争を行えるよ う、郊外大規模店舗または主要駅構内における商業店舗の固定資産税 評価方法の見直しを要望する。

(3)消費税関連対策の維持、強化

① インボイス制度インボイス制度については仕入れ税額控除に係る負担軽減に対す

- ② 簡易課税制度の適用事業者の範囲拡大及び事業者免税点の引き上げ 小規模・零細事業者の事務負担を軽減するため、簡易課税制度及び 事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者の範囲拡大、免税 点の引き上げを図ることを要望する。
- ③ 二重課税の早期廃止 消費税は、基本的にすべての商品・サービスに課税されていること から、個別間接税と消費税との二重課税を解消することを要望する。

(4) 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対

る支援措置の拡充・継続を要望する。

地域の雇用を支えてきた中小企業へ法人事業税の外形標準課税の適用 を拡大することは、雇用の圧迫や賃金の抑制につながるとともに、赤字法 人にも課税されることから、事業継続に甚大な影響を及ぼすため、断固と して反対する。

(5) その他の税制措置

特例による法人税及び消費税の申告期限の延長と同様に納税期間も 1 ケ 月延長を要望する。また、商品券等の未引換分の収益計上時期規定の廃止 を要望する。

5. 中小小売業に対する金融支援

(1) 円滑な資金供給等

中小小売業者の資金繰りに支障が生じないよう、金融機関等による柔軟

かつ迅速な対応により、貸し付け条件の変更や円滑な資金供給が可能となるよう、金融機関等の経営体質強化を含む万全の措置を講ずるとともに、新たな「ゼロゼロ融資」制度を設けることを要望する。経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行がより一層促進されるよう国による指導を要望する。

(2) 公的金融機関の機能維持・強化

中小小売業を巡る厳しい経営環境を踏まえ、公的金融機関が、引き続き民間金融機関の補完的役割を十分に発揮し、物価高騰、コロナ禍対応のような緊急事態に柔軟かつ迅速に対応できる機能を維持・強化するとともに、中小・小規模事業者の実情を踏まえた柔軟な対応を要望する。また、共同店舗に対する高度化融資の空き店舗部分に関する返済猶予、高度化資金借入時の連帯保証制度見直し(商工中金の債務保証制度や物的担保の優先等)を要望する。

(3) その他の金融支援措置

商店街振興基金等の基金の創設を要望する。

6. 安定した雇用環境の整備

安定した労働力確保、パートタイム労働者のモチベーション向上に資するような水準まで扶養控除の基準となる年収上限の引き上げを要望する。 雇用保険料率についてはこれ以上の引き上げは中小売業にとっては大きな負担となるため、負担料率は事業者の経営環境を踏まえて決定することを要望する。また、大企業と均一な最低賃金の引上げではなく、中小小売業に適した柔軟な方式の導入を要望する。

7. 震災等復興支援の継続・強化、防災対策

(1) 能登半島地震、東日本大震災、地震、台風等の自然災害からの復興支援 被災した商店街や中小・小規模事業者の状況は多様化、複雑化し、事業 再建に向け、柔軟かつ迅速な支援が必要であることから、中小企業等グル ープ補助金による支援等を含む、復興後の地域経済動向を見据えた災害復 興支援措置の実施・継続・強化を要望する。

(2) 防災・減災への支援

近年頻発する自然災害や火災被害に際し、商店街における耐震化、来街者の安全確保、避難場所への誘導、防災支援物資の備蓄、消防点検の強

化、消防設備の導入等商店街が主体的に行う防災・減災対策や施設の整備、 BCP 策定等への支援に対する予算措置を講ずるよう要望する。また、災害 時には商店街は備蓄倉庫とみなせるためしかるべく支援を要望する。

8. その他の要望

都道府県の商店街指導対策予算の確保

都道府県の商店街指導対策予算は、地方自治体の財政状況が厳しい中、 全国的に減少が続いているが、商店街が果たす公共的な役割、地域への貢献に鑑み、十分な予算を確保するよう、都道府県に対する強力な指導を要望する。